

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	九州財務局長
【提出日】	2026年3月27日
【会社名】	ソフトマックス株式会社
【英訳名】	S O F T M A X C O . , L T D
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 萩原 千恵子（戸籍名：島森 千恵子）
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	鹿児島県鹿児島市加治屋町12番11号
【縦覧に供する場所】	ソフトマックス株式会社本社 (東京都品川区北品川四丁目7番35号) ソフトマックス株式会社名古屋支店 (名古屋市西区牛島町2番5号) ソフトマックス株式会社大阪支店 (大阪市淀川区西中島三丁目23番16号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長萩原千恵子（戸籍名：島森千恵子）は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社の財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにリスクの発生可能性を考慮し、さらに全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

当社は電子カルテシステム・オーダーリングシステム・医事会計システム等の総合医療情報システムの開発・販売及び保守サポートを中心とするシステム事業を主たる事業としております。経営管理上、各事業拠点における売上高が事業活動の収益性と成長を測る重要な指標であることから、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲の決定において、売上高を基準とすることが適切であると判断いたしました。全社的な内部統制の評価結果は良好であることを踏まえ、前事業年度の売上高の高い拠点から合算していき、おおむね3分の2に達している事業拠点に加え、質的重要性及び重要な虚偽記載の発生可能性を考慮すべき事業拠点を「重要な事業拠点」として選定しております。また、当社の収益獲得活動がシステムの開発・販売及び保守サポートであることから、当社の事業目的に密接に関連する「売上高」、「売掛金」及び「棚卸資産」に係る業務プロセスを評価の対象といたしました。なお、選定した重要な事業拠点にかかわらず、金額的重要性及び見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクの大きい取引並びに非定型・不規則な取引など、重要な虚偽記載の発生可能性が高い業務プロセスとして個別に評価対象に追加すべきプロセスはありませんでした。評価の対象としたプロセスについては、それぞれのプロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関連文書の閲覧、当該内部統制に関係する適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制の実施記録の検証等の手続を実施することにより、当該統制上の要点の整備及び運用状況の評価いたしました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。